

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-8 秩序ある処理等の円滑な実施の確保</p> <p>IV-8-6 損失吸収力等の充実</p> <p>IV-8-6-1 損失吸収力等の適切性・十分性・正確性</p> <p>IV-8-6-1-2 主な着眼点と監督手法・対応</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）現地当局としての金融庁の TLAC 規制への対応</p> <p>TLAC 合意文書では、クロスボーダーでの破綻処理に対応するため、G-SIB グループのうち破綻処理対象会社の属する法域外において設立された主要な子会社に損失が生じた場合に、当該子会社の損失等を破綻処理対象会社に引き渡すための法的な確実性のある損失吸収力等を予め準備しておくことが求められている。</p> <p>これを踏まえ、海外 G-SIBs の主要な本邦子会社についても、現地当局として内部 TLAC 規制の適用対象としている。</p> <p>①（略）</p> <p>② 内部 TLAC の充実</p> <p>イ. 所要水準</p> <p>a.（略）</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-8 秩序ある処理等の円滑な実施の確保</p> <p>IV-8-6 損失吸収力等の充実</p> <p>IV-8-6-1 損失吸収力等の適切性・十分性・正確性</p> <p>IV-8-6-1-2 主な着眼点と監督手法・対応</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）現地当局としての金融庁の TLAC 規制への対応</p> <p>TLAC 合意文書では、クロスボーダーでの破綻処理に対応するため、G-SIB グループのうち破綻処理対象会社の属する法域外において設立された主要な子会社に損失が生じた場合に、当該子会社の損失等を破綻処理対象会社に引き渡すための法的な確実性のある損失吸収力等を予め準備しておくことが求められている。</p> <p>これを踏まえ、海外 G-SIBs の主要な本邦子会社についても、現地当局として内部 TLAC 規制の適用対象としている。</p> <p>①（略）</p> <p>② 内部 TLAC の充実</p> <p>イ. 所要水準</p> <p>a.（略）</p>

改正案	現行
<p>b. 内部 TLAC 水準調整係数</p> <p>海外 G-SIBs の本邦主要子会社については、当該主要子会社に適用される自己資本規制をベースとして、仮に当該主要子会社が国内処理対象会社であったと仮定した場合の所要外部 TLAC 水準を算出し、さらに 75%以上 90%以下の範囲で当庁が設定した内部 TLAC 水準調整係数を乗じて内部 TLAC の所要額を求める。</p> <p>この点、各国の破綻処理制度の整備には進展が見られるものの、その度合は法域によって異なっており、破綻処理実行に係るリスク等が完全に解消されているわけではない。そのため、海外 G-SIBs の本邦主要子会社の内部 TLAC 水準調整係数については、<u>当該金融機関グループの望ましい処理戦略への信頼性及び各国の破綻処理制度の整備状況を踏まえた破綻処理可能性を考慮した事前配賦の必要性に応じて決定するものとする。</u></p> <p>c. ・ d. (略)</p> <p>ロ. (略)</p>	<p>b. 内部 TLAC 水準調整係数</p> <p>海外 G-SIBs の本邦主要子会社については、当該主要子会社に適用される自己資本規制をベースとして、仮に当該主要子会社が国内処理対象会社であったと仮定した場合の所要外部 TLAC 水準を算出し、さらに 75%以上 90%以下の範囲で当庁が設定した内部 TLAC 水準調整係数を乗じて内部 TLAC の所要額を求める。</p> <p>この点、各国の破綻処理制度の整備には進展が見られるものの、その度合は法域によって異なっており、破綻処理実行に係るリスク等が完全に解消されているわけではない。そのため、海外 G-SIBs の本邦主要子会社の内部 TLAC 水準調整係数については、<u>当面は原則として 90%としたうえ、当該金融機関グループの望ましい処理戦略への信頼性及び各国の破綻処理制度の整備状況を踏まえた破綻処理可能性を考慮した事前配賦の必要性に応じた調整を行うものとする。</u></p> <p>c. ・ d. (略)</p> <p>ロ. (略)</p>